⑼　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無
⑿　契約書作成の要否　要
⒀　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒁　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒃　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒄　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaki Fukasawa, Director, Tohoku Defense Bureau, MOD
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction for government house at JASDF Misawa Air Base (JFY 2018)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 noon, June 7, 2018
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 15 : 00, July 26, 2018
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Administration Department, Tohoku Defense Bureau, MOD 1―3―15, Gorin, Miyagino-ku, Sendai-shi, 983―0842. TEL 022―297―8296 FAX 022―297―8241

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成30年５月15日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
住田　浩典

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　新たな国立公文書館新築⑱設計業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、新たな国立公文書館及び憲政記念館の新築工事及び外構整備工事、並びに憲政記念館の取壊し工事に係る設計等を行うものである。
⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成33年３月30日まで
⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑹　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2　参加資格
技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書参照）
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑧　官庁営繕部内に設置した「新たな国立公文書館設計業務に関する技術提案書評価委員会」の委員が属する企業、又はその企業若しくは委員と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、⑦の条件は設計共同体の代表者が満たせば良い。）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年５月15日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から新たな国立公文書館新築⑱設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成10年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績
⑶　平成24年10月１日から平成29年９月30日までに契約履行が完了した「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の成績評価（業務説明書参照）
⑷　表彰の実績又は受賞歴
①　平成25年４月１日から平成30年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局、事務所長及び内閣府沖縄総合事務局が発注した建築関係の業務の優良業務等表彰または優良技術者等表彰の実績（業務説明書参照）
②　設計した建築物に関する平成25年４月１日から平成30年３月31日までの受賞歴（業務説明書参照）

4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　専門分野の技術者資格
⑵　平成10年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績
⑶　平成24年10月１日から平成29年９月30日までに契約履行が完了した「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の成績評価（業務説明書参照）
⑷　表彰の実績又は受賞歴
①　平成25年４月１日から平成30年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局、事務所長及び内閣府沖縄総合事務局が発注した建築関係の業務の優良業務等表彰または優良技術者等表彰の実績（業務説明書参照）
②　設計した建築物に関する平成25年４月１日から平成30年３月31日までの受賞歴（業務説明書参照）
⑸　ＣＰＤ取得単位の状況
⑹　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、実施方針、技術提案の的確性・独創性・実現性